

災害応急対策活動等（工事）に関する基本協定 募集要領

「災害応急対策活動等（工事）」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

公募日 平成30年2月 1日

中国地方整備局

鳥取河川国道事務所長 北潤 弘康

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1) 協定名 災害応急対策活動等（工事）に関する基本協定
- (2) 活動区域 鳥取河川国道事務所管内の、①千代水出張所（殿ダム含む）管内（河川）、②河原出張所管内（河川）③鳥取国道維持出張所管内（道路）、④郡家国道維持出張所管内（道路）⑤鳥取自動車道出張所管内（道路）における災害応急対策活動等への協力を原則とします。
（別図－1（河川）、別図－2（道路）参照）
- (3) 活動内容 鳥取河川国道事務所所管施設等において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被災施設の早期復旧のため、貴社で保有される建設機械、資材及び労力等により応急対策活動を実施するものです。
- (4) 協定期間 平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局における平成29・30年度「一般土木工事」又は「維持修繕工事」の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 平成 14 年度以降に完成・引き渡しが完了した鳥取河川国道事務所又は岡山国道事務所もしくは阪神国道事務所発注の工事の施工実績があること。
なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事に係るものにあつては、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点（以下「評定点」という。）が 65 点未満のものは実績として認めない。
また、当該実績の発注機関が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事成績情報システム（CORINS）」（以下、「CORINS」という。）に登録を義務付けている場合は、CORINS に登録されていなければ、実績として認めない。ただし、500 万円未満の工事、中国地方整備局における平成 14 年 9 月 30 日以前に発注した請負金額が 2,500 万円未満の工事等、発注者が登録を義務付けていない工事についてはこの限りでない。
- (6) 本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者として、次に掲げる基準を満たす技術者を保有していること。
なお、当該活動に専任の義務は有しない。
- ① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日以前において 3 箇月以上の雇用関係にあることをいう。
上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。
- ② 1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
- ・ 1 級建設機械施工技士
 - ・ 技術士法による技術士（建設部門、農業部門（農業土木）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係わるもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者。
 - ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。
- (7) 公募参加資格確認申請書（公募参加資格確認のための添付資料を含む。この説明書において「申請書」という。）の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) (6) の基準を満たす技術者が在籍し、建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所が、鳥取河川国道事務所が管理する区域の市町（鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町）内にあること。
- (9) 平成 30 年度に鳥取河川国道事務所が発注する河川、ダム、道路の維持（保

守) 工事を受注している者については、当該維持(保守)工事の範囲以外であれば協定締結可能である。

3. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている者で行います。
なお、協定は複数の区域を重複して締結することはできません。
- (2) 重複して希望があった区域は、希望順位の高い者を優先します。
- (3) 同一区域に希望が重複する場合や応募者が多数の場合は、「(別記様式4) 資機材置き場の所在地及び準備できる人員、機械」等の状況を考慮して決定します。
- (4) 選定、非選定の結果については、書面により通知します。

4. 担当部局

〒680-0803 鳥取県鳥取市田園町4丁目400番地
国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 防災課
TEL 0857-22-8435 (代表)
FAX 0857-29-8548

5. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】

②過去の施工実績【別記様式2】

※CORINSに登録されていない場合は、確認できる書類(契約書の写し等)を提出願います。

③技術者の資格【別記様式3】

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。
なお、複数の技術者を登録することは可能です。

④資機材置き場の所在地及び準備できる人員、機械【別記様式4】

※建設業法の許可を有する本店及び資機材置き場の住所と緊急時に準備できる重機、及びそのオペレーター、作業員数を記入し提出願います。

なお、重機については、例に書いてある程度の記入で結構です。

⑤希望区域調査票【別記様式5】

※協定を希望する区域に注釈等をご参照の上、記入願います。

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

①提出方法：申請書(追加資料を含む)の提出は、持参又は郵送(書留に限る。②の期限までに必着のこと。)とします。

②受付期間：平成30年2月2日(金)から平成30年2月21日(水)

までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所：4. に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出願います。

①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。FAXでも可。

②受領期間：平成30年2月2日（金）から平成30年2月13日（火）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所：4. に同じ。

(4) (3) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

①期 間：質問を受理してから適宜に、平成30年2月21日（水）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②場 所：4. に同じ。

(5) その他

①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。

②担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。

また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはありません。

③提出された申請書（追加資料を含む）は返却しません。

④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は認めません。

⑤協定の相手方として選定された者に対しては、別添「災害応急対策活動等（工事）に関する基本協定（案）」に基づき協定を締結することになりますが、締結時には第4条第1項について併せて報告願います。

基本協定参加資格確認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

担当官

中国地方整備局

鳥取河川国道事務所長 〇〇 〇 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

平成30年2月1日付けで募集のありました「災害応急対策活動等（工事）に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書5.(1)②に定める過去の施工実績を記載した書面
- 2 基本協定締結説明書5.(1)③に定める技術者の資格等を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書5.(1)④に定める会社及び資機材置き場の所在地及び重機、人員の数を記載した書面
- 4 基本協定締結説明書5.(1)⑤に定める希望する区域を記載した書面

問い合わせ先

担当者 : 中国 太郎

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)

F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

E-mail:〇〇〇@〇〇.jp

過去の施工実績

[記入例]

会社名：

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	受 注 者 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	最 終 請 負 金 額	
	工 期	平成 年 月 ~ 平成 年 月
	受 注 形 態	単体/JV (出資比率)
工 事 内 容	構造形式、 規模・寸法、 使用機材・数量、 施工方法、等	
CORINSへの登録の有無		有り (登録番号を明記) 又は無し

注)・CORINS 登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認しておくこと。

- ・CORINS に登録されていない等で施工実績が証明できない場合は、工事の工事実績が確認できる書面(工事の実績が確認できる契約書類/施工計画書及び図面等)の写しを添付すること。CORINS データに数量等が登録されていない場合は、それらを確認できる契約書等の写しを添付すること。図面はA3以下に縮小のこと。
- ・CORINS に登録を義務付けている発注機関の工事(500万円未満の工事及び平成14年9月30日以前に発注した請負金額が2,500万円未満の工事等は除く。)の場合は、CORINS に登録されていなければ、実績として認めない。
- ・平成21年8月18日以降にCORINS に新規登録した工事は、CORINS 登録番号が10桁に変更となっているため、「建設業許可番号(8桁)」+「新CORINS 番号10桁の登録番号の1桁目(4)を除いた残り9桁」を「8桁」+「4桁」+「5桁」に分割して記載すること。
- ・記入する施工実績の発注機関名は、当該工事の契約日における名称とすること。

コメント欄

(甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

(別記様式3)

技術者の資格

[記入例]

会社名：

技術者の氏名 <small>(フリガナ)</small>	技術者	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
生年月日 (和暦)	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	
最終学歴	〇〇大学 〇〇科 〇〇年卒業	
法令等による資格・免許	1級土木施工管理技士 (取得年及び登録番号)	
貴社に在籍される技術者数	一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者	
	二級土木施工管理技士又は二級建設機械施工管理技士	
	その他	

・貴社に在籍される技術者を実人数で記入願います。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、
2. (6) ②に示す資格のことです。

コメント欄

(甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

(別記様式4)

資機材置き場の所在地及び準備できる人員、機械

[記入例]

会社名：

本店の住所	〇〇市〇〇町〇番地
資機材置き場の所在地	〇〇市〇〇町〇番地 〇〇町〇〇 〇番地
重機の台数（自社保有）	
ホイールローダ	〇台（準備出来ない時期がある場合は、その時期を明記）
バックホウ	〇台（準備出来ない時期がある場合は、その時期を明記）
クレーン	〇台（準備出来ない時期がある場合は、その時期を明記）
その他	〇台（準備出来ない時期がある場合は、その時期を明記）
重機のオペレーター数	〇〇人
作業員数	〇〇人

※本店及び資機材置き場の住所については、番地まで記載

※重機の規格、種類の細別は必要ないので、すべて合わせて計上。

※作業員は、普通作業員以上すべて含めて計上。

(別記様式5)

希望区域調査票

[記入例]

会社名：

区 域 名	希望順位
①千代水出張所（殿ダム含む）管内	< 2 >
②河原出張所管内	< 1 >
③鳥取国道維持出張所管内	< 4 >
④郡家国道維持出張所管内	< 3 >
⑤鳥取自動車道出張所管内	< 5 >

※希望順位が分かるように記載願います。

※区域の詳細

①千代水出張所（殿ダム含む）管内

千代川(河口～源太橋付近)、袋川(千代川合流部～岡益橋付近)、新袋川(千代川合流部～大杵付近)、殿ダム(因幡万葉湖付近)

※千代水出張所管内と殿ダムを分けて希望することは出来ません。

②河原出張所管内

千代川(源太橋付近～三角橋付近)、八東川(千代川合流点～今在家排水樋門付近)

③鳥取国道維持出張所管内

一般国道9号(岩美郡岩美町蒲生～鳥取市青谷町長和瀬)、一般国道29号(鳥取市内)、一般国道53号(鳥取市西円通寺～鳥取市秋里)

④郡家国道維持出張所管内

一般国道29号(兵庫県宍粟市波賀町戸倉～鳥取市境界)、一般国道53号(岡山県勝田郡奈義町馬桑～鳥取市西円通寺)

⑤鳥取自動車道出張所管内

姫路鳥取線(兵庫県佐用郡佐用町口長谷～鳥取市本高)、一般国道373号志戸坂峠道路(岡山県英田郡西栗倉村影石～八頭郡智頭町市瀬)、鳥取西道路(鳥取市本高～鳥取市嶋)

※区域については、決定後、更に区域を細分化して協定を締結することがある。

※当年度の鳥取河川国道事務所が発注した維持(保守)工事受注者については、受注している維持(保守)工事の区域外での締結とする。

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

- 基本協定参加資格確認申請書（別記様式1） →必須提出

会社の施工実績関係

- 過去の施工実績（別記様式2） →必須提出
- 施工実績を確認できる書面（契約書の写し等）
→CORINSに登録されていない場合及びCORINSで確認できない場合等は必須提出
- 工事成績評定通知書の写し
→当該工事实績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の工事の場合は必須提出

技術者の資格・経験

- 技術者の資格（別記様式3） →必須提出
- 直接的かつ恒常的（3箇月以上）な雇用関係が確認できる資料 →必須提出
（健康保険被保険者証、監理技術者証等）
- 技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

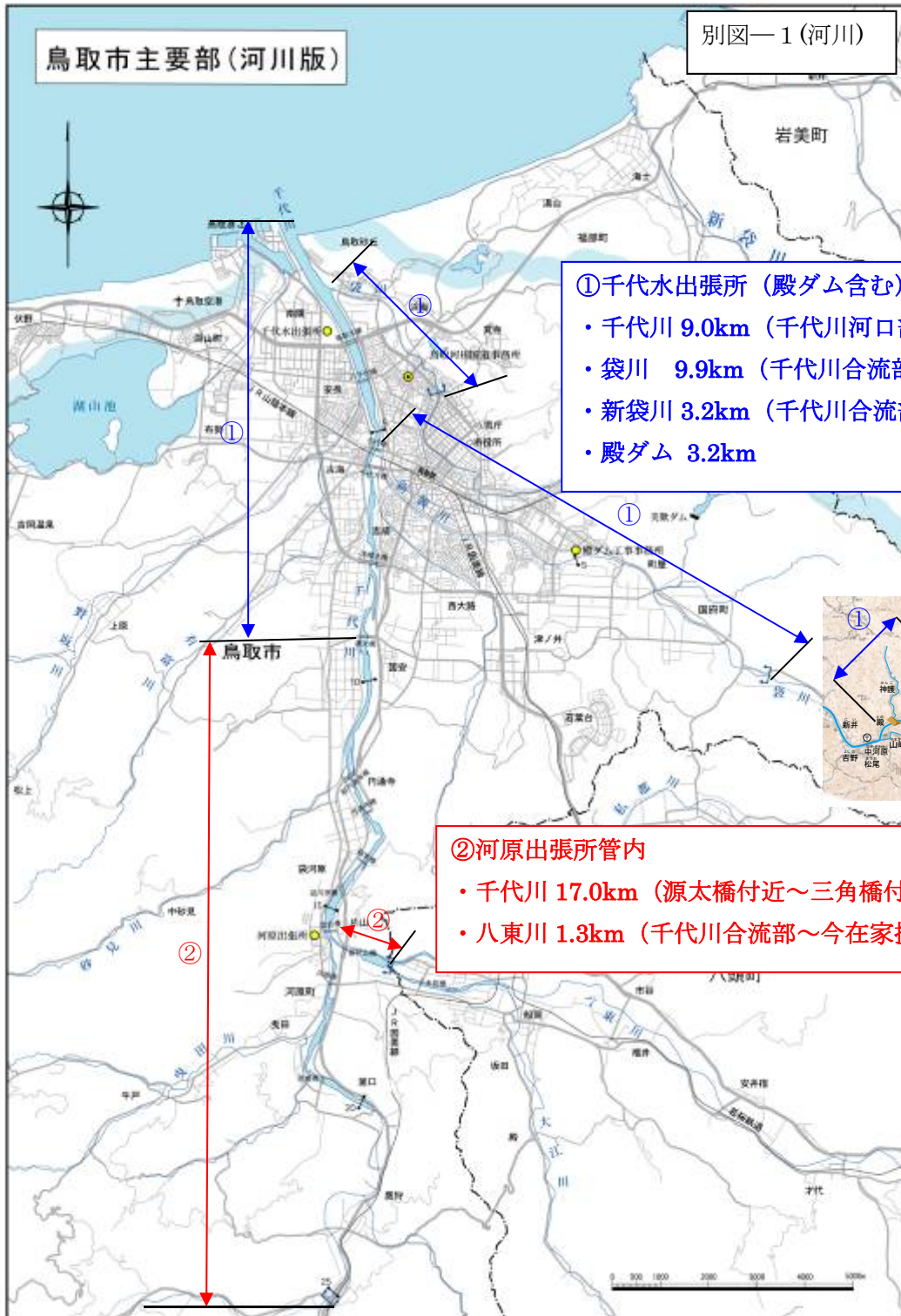
技術資料

- 資機材置き場の所在地及び準備できる人員、機械（別記様式4） →必須提出
- 希望区域調査票（別記様式5） →必須提出
- その他参考資料 →必要に応じ提出

これらの添付資料が未提出の場合、施工実績、資格、工事経験等が無効（参加資格無し）となりますので、ご注意下さい。

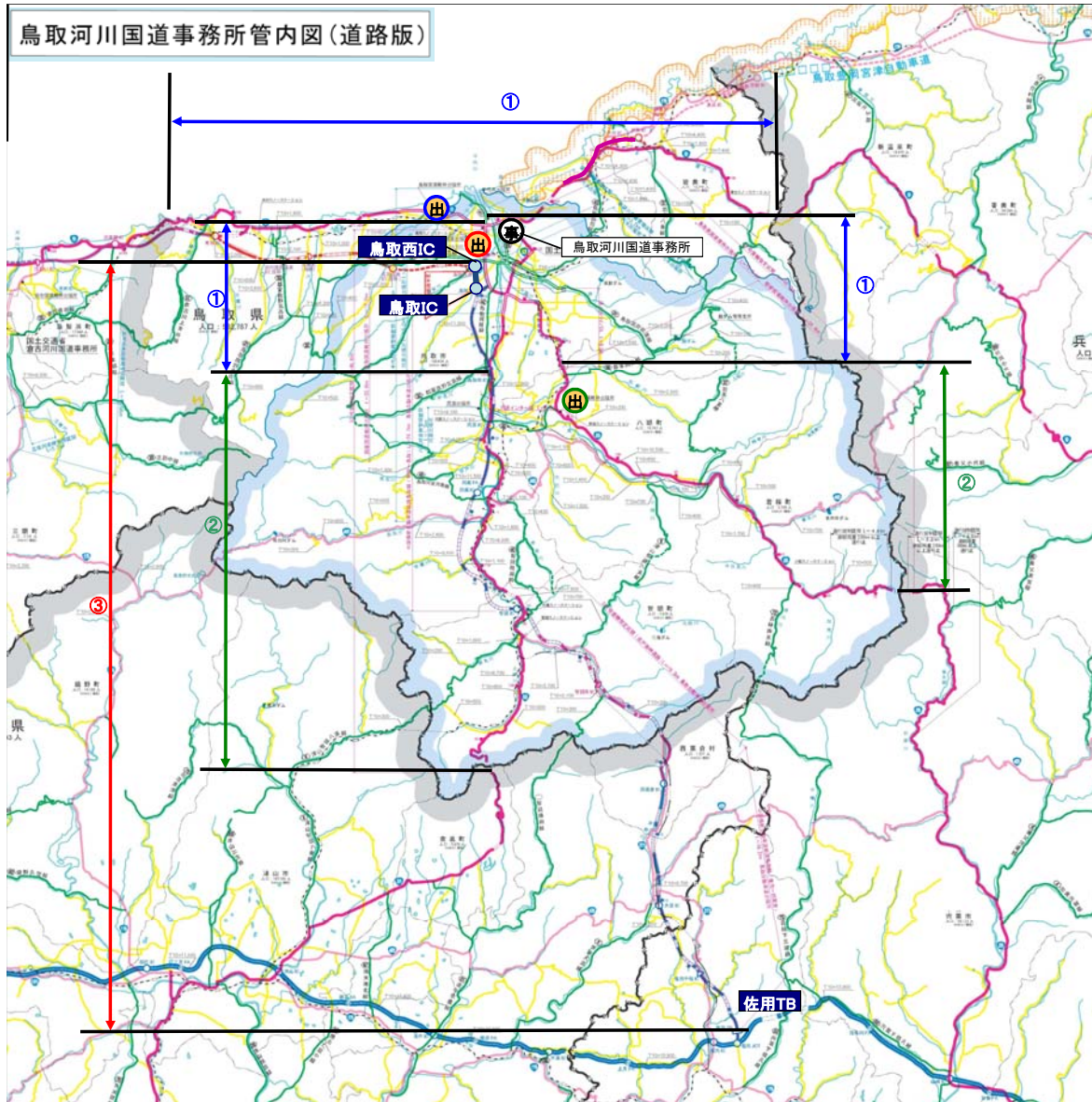
鳥取市主要部(河川版)

別図—1(河川)



鳥取河川国道事務所管内図(道路版)

別図—2(道路)



①鳥取国道維持出張所管内

- ・国道 9号 50.7km (岩美郡岩美町大字蒲生～鳥取市青谷町長和瀬)
- ・国道29号 12.9km (鳥取市内)
- ・国道53号 12.1km (鳥取市西門通寺～鳥取市秋里)

②郡家国道維持出張所管内

- ・国道29号 36.4km (兵庫県宍粟市波賀町戸倉～鳥取市境界)
- ・国道53号 34.4km (岡山県勝田郡奈義町馬桑～鳥取市西門通寺)

③鳥取自動車道出張所管内

- ・姫路鳥取線 42.8km (兵庫県佐用郡佐用町口長谷～鳥取市本高)
- ・国道373号 18.5km (岡山県英田郡西粟倉村影石～八頭郡智頭町市瀬)
- ・鳥取西道路 1.8km (鳥取市本高～鳥取市嶋)

別添

災害応急対策活動等（工事）に関する基本協定（案）

（目的）

第1条 この協定は、地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省鳥取河川国道事務所長 北瀬 弘康（以下、「甲」という。）が管理する鳥取河川国道事務所所管施設において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、又は甲が必要と認める場合に、〇〇管内に建設機械・資材及び労力等（以下、「建設資機材等」という。）を保有している、株式会社 〇〇建設 代表取締役社長 〇〇 〇〇〇（以下、「乙」という。）に対し、「災害応急対策活動等（以下、「活動」という。）」に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

（活動の実施区域）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、〇〇出張所において管理する〇〇〇〇（以下、「実施区域」という。）を原則とする。ただし、不測の事態が生じた場合は実施区域以外での活動を要請する場合もある。

（活動内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動は、実施区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、乙で保有する建設資機材等により応急対策活動を実施するものである。

また、実施区域が道路である場合は、緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法第76条の6（以下「災対法」という。）に基づき、移動命令の伝達、周知のための立て看板の設置、車両等の移動、土地の一時使用・障害物の処分の措置（以下「車両移動等の措置」という。）も実施するものである。

（建設資機材等の報告）

第4条 乙は、本活動を実施するために必要な建設資機材等の数量を把握し、本協定締結後速やかに書面により甲に報告するものとする。

2. 前項の建設資機材等に著しい変動があった場合、又は甲から要請があった場合は、乙は書面により速やかに甲に報告するものとする。

3. 甲は、甲の保有する建設資機材等を、あらかじめ乙に書面により通知するものとする。

（建設資機材等の提供）

第5条 甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がない限り、相互に建設資機材等を提供するものとする。

（出動の要請）

第6条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。

2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。

3. 甲乙相互の通信連絡が不能で、乙が被害状況を把握している場合は、甲からの要請があったものと見なし、乙の判断で出動するものとする。なお、集結場所は被害箇所最寄りの出張所（支所）とする。

（活動の実施）

第7条 乙は、第6条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。

2. 活動の直接の指示は、当該活動実施区域を担当する出張所長、支所長並びに建設監督官（以下、「出張所長等」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

3. 災対法に基づき車両移動等の措置を行う場合には、別冊「災害対策基本法に基づく車両移動の運用に関する手引き」により行うものとする。

4. 災対法に基づき車両移動等の措置を行う場合には、乙は、甲が別途発行する「身分証明書」を携帯するものとする。

(説明会)

第8条 乙は、甲が保有する災害対策用機械の操作等の説明会に甲から参加要請があった場合には、可能な限り参加するものとする。

(契約の締結)

第9条 甲は、乙に第6条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

(維持工事請負業者との協力)

第10条 乙は、状況により、甲が別途請負契約を締結している維持工事業者(以下、「丙」という。)と協力して活動を実施するものとする。

2. 甲は、本活動の実施区域を担当する丙の業者名及び連絡先を乙に通知するものとする。

(活動の完了)

第11条 乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び建設資機材等の使用数量を書面により甲に報告するものとする。

(費用の請求)

第12条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第9条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第13条 甲は、前条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第9条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第14条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(有効期限)

第15条 本協定の有効期限は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。
なお、協定締結の日が平成30年4月1日以降の場合は協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

(その他)

第16条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

平成30年 月 日

甲 国土交通省 中国地方整備局

鳥取河川国道事務所長 北瀬 弘康

乙 株式会社 ○○建設

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○